

平成 24 事務年度監督方針のポイント

監督方針とは

金融庁においては、毎年、事務年度(7月1日から翌年の6月30日まで)当初に、監督に当たっての重点事項を明確化するため、金融機関向けに監督方針を策定し、公表している。

24事務年度監督方針の主な内容

本事務年度は、中小企業金融円滑化法の最終延長の一年であることを踏まえ、中小企業の真の意味での経営改善につながる支援(「出口戦略」)を強力に推し進める観点から、金融機関に、金融の円滑化に関する多様な取組みを促していく姿勢を強調。また、昨今の欧州債務危機等に伴うリスク管理態勢の強化、市場変動の影響を受けやすい投資信託等に関する顧客対応の充実、インサイダー取引・年金基金・LIBOR問題・為替デリバなど昨今の金融業界を巡る諸問題への適切な対応も、記述を充実。(東日本大震災の被災地へのきめ細かな対応も、引き続き強調。)

【本事務年度強調した主な事項】

① 円滑な金融仲介機能の発揮

○ 中小企業向け融資等

- 他の金融機関、外部機関(企業再生支援機構、中小企業再生支援協議会等)との連携の重要性を確認
- 実抜計画の策定状況、事業再生の取組み状況等の確認
- エクイティファンド等による起業等への支援

- 資本金借入金・ABL等の多様な金融手法の活用

○ 住宅ローン

- 金利減免に対する対応状況の確認

② リスク管理と金融システムの安定

○ マクロ・プルーデンスの視点に基づく監督

- 欧州の政府債務問題、米中等の経済・金融動向
- 欧州の政府債務問題を踏まえた長期金利上昇リスクへの対応
- 危機の深刻化に備えた外貨流動性管理

○ 収益力強化の取組みを支えるリスク管理態勢の充実

- 他業態の子会社、信託兼営の不動産部門なども含めた、グループ全体でのリスク管理態勢強化

③ 顧客保護と利用者利便の向上

○ インサイダー取引・年金基金・LIBOR問題等、金融業界を巡る問題への適切な対応

- 顧客へのきめ細かな対応の強化
- 為替相場の動向等を背景とした為替デリバに対する適切な顧客対応の徹底
- 市場変動の影響を受けやすい、投資信託等に関するきめ細かな顧客対応
- 年金基金等の法人顧客への状況も確認

○ 業務の継続性の実効性確保

- システムの継続的な点検、業務継続計画の実効性確保

【引き続き取り組む主な事項】

① 監督行政の取組姿勢等

- ベター・レギュレーション(官民ラウンドテーブルの活用等)
- オンサイト・オフサイト一体的なモニタリングの推進

② 円滑な金融仲介機能の発揮

- 東日本大震災の被災地への対応
- 消費者金融への積極的な参加

③ 顧客保護と利用者利便の向上

- 相談・苦情処理態勢の充実(ADR等)
- 金融機能の不正利用の防止 等